

札幌市告示第 2241 号

令和 5 年度地域連携促進事業及び事業継続等に係る連携支援業務に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

札幌市長 秋元 克広

記



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課

TEL. 011-211-2964 FAX. 011-218-5156

2 契約に関する事項

(1) 業務名

令和 5 年度地域連携促進事業及び事業継続等に係る連携支援業務

(2) 業務内容

NPOに対して地域で活動する意識を深めるとともに地域と良好に連携できるスキルの習得や向上を図る。また、NPOが地域と連携して実施している事業の継続やレベルアップを支援する。詳細は「仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集

イ 企画競争参加意向申出書及び企画提案者概要の受付

ウ 企画提案書等の受付

エ 提案内容について企画競争実施委員会で審査

オ エの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

カ オの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、令和 4 年度地域連携促進事業及び事業継続等に係る連携支援業務提案説明書による。

3 参加資格

次の要件すべてに該当するものに限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年度～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業

種が「一般サービス業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの企画競争に参加しようとする者は、別途指定する書類を提出すること。これをもとに市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市内に本店または支店等を有していること。
- (6) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

#### 4 企画競争参加意向申出書、企画提案者概要及び企画提案書等の提出方法等

- (1) 提出先  
上記1に同じ
- (2) 提出方法  
持参及び郵送
- (3) 提出期限
  - ア 企画競争参加意向申出書及び企画提案者概要  
令和5年5月29日（月）15時必着
  - イ 企画提案書等  
令和5年6月6日（火）15時必着

#### 5 提案説明書の交付方法

令和5年5月15日（月）から札幌市公式ホームページに公開する。